2　新令第三百五十条の九第三項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の八第三項の規定による告知をする場合について適用する。

3　新令第三百五十条の十第一項（金地金等の譲渡の対価の支払者の確認等）の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の八第三項の規定による告知をした場合について適用し、施行日前に旧令第三百五十条の八第三項の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

4　平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百五十条の八第二項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の告知をした者で同日以後に同条第一項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価の支払を受けるもの（番号利用法整備令第十六条第二十五項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。）が、施行日から番号利用法整備令第十六条第二十五項に規定する三年経過日以後最初の同項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価の同項に規定する支払日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をする場合における新令第三百五十条の八第三項及び第三百五十条の九第三項の規定の適用については、新令第三百五十条の八第三項第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、新令第三百五十条の九第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人（所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）附則第二十六条第四項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）に規定する番号未告知者を除く。）が、前条第三項第一号」とする。

（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　第二条の規定による改正後の所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百二十四号）附則第十四条第二項（地震保険料控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される新法第百九十八条第七項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）の規定は、平成三十二年十月一日以後に提出する所得税法第百九十六条第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第二十八条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号イ中「額及び」を「額」に、「の額の」を「の額及び同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額の」に改め、並びに同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（以下「基礎控除額」という。）」を削り、同号ロ及びハ、同項第二号並びに同条第三項第三号中「、配偶者控除額等の見積額及び基礎控除額」を「及び配偶者控除額等の見積額」に改める。

第十条第一項第六号中「、配偶者控除額等の見積額及び基礎控除額」を「及び配偶者控除額等の見積額」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号イの項並びに第二条の三第二項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号イの項、同条第五項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号イの項、同条第八項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号イの項、同条第十一項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号イの項及び同条第十五項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号イの項中「第四項第一号イ」を「第五項第一号イ」に改める。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「経過措置対象課税仕入れ」という。）」を「経過措置対象課税仕入れ」に、「消費税法第二条第一項第二号」を「同項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する経過措置対象課税仕入れとは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（平成三十五年十月一日以後に行うものにあっては、新消費税法（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条第一項に規定する新消費税法をいう。）第三十条第一項に規定する新消費税法をいう。）をいう。

第三十一条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十条中「地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「三十一年経過措置対象課税仕入れ」という。）」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れとは、地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（平成三十五年十月一日以後に行うものにあっては、新消費税法（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条第一項に規定する新消費税法をいう。）第三十条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）をいう。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

法人税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十二号

法人税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部の施行及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに同法附則及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法人税法施行令の一部改正）

第一条　法人税施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一目　受取配当等（第十九条―第二十三条）」を「第一目　収益の額（第十八条の二）
第一目の二　受取配当等（第十九条―第二十三条）」に、「引当金」を「貸倒引当金」に、「（第百二十三条）」を「（第百二十二条の十五）」に、「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に、「・第百五十五条の十八」を「―第百五十五条の十八の二」に、「第二百一条」を「第二百一条の二」に改める。